

「道路の維持・修繕・災害復旧・道路監理員について」

国土交通省 道路局 路政課

道子：(ミチコ) 路政課・係長

道夫：(ミチオ) 路政課・係員

(夏期休暇明けの課内での会話)

道子 おつかれ！夏休みはなにをした？

道夫 夏休みは海外旅行に行ってきました！海外の道路はところどころ物が落ちていたり、穴だらけのところもあったり、日本との違いを感じました…！

道子 そうだね。日本の場合、道路法（昭和27年法律第180号）上の道路であれば、第42条で、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」とされているからね。

道夫 ですよ～。

道子 良い機会だし、道路の維持、修繕について基本から整理してみようか！もちろん道路法上の道路の「維持」と「修繕」の意味は理解しているよね？

道夫 はい！「維持」とは、「撒水、除雪、除草、砂利の補充等反復して行われる道路の機能保持のための行為」で、「修繕」とは「当初築造した道路の損傷した構造を保持回復する工事のうち、災害復旧に含まれるもの以外」を指します！

道子 いいね！では、次に具体的なケースを考えてみようか！例えば、平時において、正当な権限なく道路に散乱している物を撤去する場合、どの条文に基づいて行うのかな？

道夫 このケースは、例えば土砂のように当該物件に経済的価値がなく、所有者が観念されない又は所有者が当該物件に係る所有権を主張しないことが明らかな廃棄物等の物件であるか、有価物であるかで根拠条文が異なってきます！

道子 なるほど。よく整理できているね。では、まずは廃棄物等の場合はどうかな？

道夫 廃棄物等の場合は、道路管理者は道路法第 42 条に基づいた通常の維持管理行為として、当該廃棄物等を除去することが可能です。

道子 なるほどね。では次に有価物の場合はどうかな？

道夫 有価物の場合で、当該有価物の占有者、所有者その他権限を有する者（以下占有者等という。）が現場にいる場合は、まずは占有者等による除去の措置を求めます。その際、占有者等が求めに応じず、除去の措置を行わない場合には、占有者等に対し、道路法第 71 条第 1 項に基づく除去命令を行うこととなります。

道子 占有者等が道路法第 71 条第 1 項に基づく除去命令にも応じない場合はどうなるのかな？

道夫 その場合において、当該有価物が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合には、道路法第 44 条の 3 第 1 項第 1 号に基づき、占有者等の同意なく道路管理者自ら除去することが可能です！

道子 なるほどね。次に、そもそも占有者等を把握できない場合や、占有者等は把握できているものの道路法第 71 条第 1 項に基づく除去命令を命じようとした際に占有者等が現場にいない場合はどうなるのかな？

道夫 そのような場合においても、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合に、道路法第 44 条の 3 第 1 項第 2 号に基づき占有者等の同意なく道路管理者自ら除去することが可能です！

道子 いいね。よく整理できているね！

道夫 災害時に、土砂やがれきが散乱した道路の啓開を行う場合は平時とは対応やその根拠となる条文は異なるのでしょうか。教えてください！

道子 基本的に平時と同じ道路法の条文を根拠に対応するけれど、災害時には、併せて災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条の 6 等と併せて対応を行うことになるのよ！

道夫 そうなのですね、勉強になります…！

道子 では次に、道路の災害復旧工事について基本から整理してみようか！道路法上の「災害復旧」の意味するところはなんだっけ？

道夫 「災害復旧」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける災害復旧事業、すなわち「災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原型に復旧することを目的とするもの」をいいます！

道子 いいね。「修繕」と似ているように感じるけれど、どの点が区別されているのかな？

道夫 基本的に同じではありますが、災害復旧事業は国庫負担率が一般に高くなっていること、大規模災害については、緊急性の故に国土交通大臣が自ら復旧できるようにする必要があること、兼用工作物も道路管理者が自ら災害復旧を行うこととする必要があること等の理由から「修繕」とは区別されています！

道子 すばらしい！

道夫 そういえば、近年道路法改正がなされていて、災害時の権限代行については制度が拡充されていますよね。

道子 よく学んでいるね。これからの災害対応においてさらなる活用が期待されるね。

道夫 そうですね！あの、国土交通大臣等による権限代行について一つ気になることがあるのですが、「道路監理員を命じて～権限を行わせることができる」という道路法第71条第4項の道路管理者の権限は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第4条等において国土交通大臣が代行する権限として列挙されていませんよね。

道子 それはたしかにそうだね。

道夫 この点に関して、道路法第17条第7項に基づき、国土交通大臣が都道府県道や市町村道の災害復旧工事を代行する場合は、道路法施行令第1条の7第5項において「道路管理者」を「道路管理者等」に読み替える規定が存在しているため、国土交通大臣は道路監理員を命じて災害復旧工事を行わせることができます。しかし、道路法第13条第3項に基づき、国土交通大臣が指定区間外国道の災害復旧工事を代行する場合には、このような読み替え規定は存在していません。このような場合でも、権限代行をした際は、道路監理員を命じて権限を行使させることができるのでしょうか。

道子 すごいね。細かいところに気づいたね。国土交通大臣は指定区間外国道の災害復旧工事を代行する場合においても、道路監理員を命じて権限を行使させることはできるのよ。その理由としては、道路監理員の任命権限は「代行者が本来持つ道路管理者の権限を自らの権限で行使する」ものだからね。国土交通大臣が災害復旧工事等を代行する場合においても、道路監理員の任命権限は代行によって取得するものではないため、代行の規定がなくても、自らの権限に基づき道路監理員

を命じ、権限を行使させることができるよ。

道夫 そうなのですね！大変勉強になります！

道子 夏休み明けからいい勉強になったね。

道夫 そうですね。これからも引き続き、理解を深めていきたいと思います！

道子 いいね！ふと思ったけど、最近課内の通路にごみが散らかっていることが多いよね。

道夫 そうですね。積極的にパトロールし、課内の通路を常時良好な状態に保つよう努めます！おっと、早速ごみを見つけました！

道子 ん～これはゴミじゃなくて私の持ち物だね～。

道夫 大変失礼しました…！

道子 まあ拾ってくれてありがとう！これからも通路を常時良好な状態に保つようによろしく！

(参照条文)

○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

(国道の維持、修繕その他の管理)

第十三条（略）

2（略）

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わつて自ら指定区間の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

4～6（略）

(管理の特例)

第十七条（略）

2～6（略）

7 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理（高度

の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。)を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道維持（道路の啓開のために行うものに限る。）

二 都道府県道又は市町村道災害復旧に関する工事

8 (略)

9 第一項から第四項まで及び前三項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(道路の維持又は修繕)

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

(道路に関する禁止行為)

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

(違法放置等物件に対する措置)

第四十四条の三 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物、道路に設置された看板その他の道路に放置され、又は設置された物件（以下この条において「違法放置等物件」という。）が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

一 当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置等物件の占有者等」という。）に対し第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき。

二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

2～8 (略)

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
二・三（略）

2・3（略）

4 道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の十四第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者（第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。）に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の十四第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。

6・7（略）

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

(災害時における車両の移動等)

第七十六条の六 第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置を

とらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

二 道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

4 道路管理者等は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

5～9 (略)

○遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）（抄）

第四条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2・3 (略)

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。

3 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

4 (略)